

神奈川県支部会則

第1章 総則

(名称及び所在地)

- 第1条 ① 本会是全国脊髄損傷車連合会神奈川県支部と呼称する。
② 本会の本部は神奈川県内に置く。

(目的)

- 第2条 本会は脊髄損傷という重度の障害に打ち克つために、医療体勢制度の改善と充実をはかり、かつ福祉の向上に努め、完全なる社会復帰と自立更生の場を確立し、意義ある社会生活を営み、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 組織

(組織)

- 第3条 本会は受傷の如何を問わず、神奈川県内に在住する会の趣旨に賛同する脊髄損傷者及び重度障害者並びにその賛同者を以て組織とする。
- 第4条 本会は「全国脊髄損傷者連合会」に所属することとする。

第3章 会員

(会員)

- 第5条 ① 正会員(脊髄損傷者及び重度障害者とする)
② 賛助会員(正会員以外のものとする)

(権利)

- 第6条 会員は本会に対する要望及び本会の活動、出版物、その他の情報について平等の取扱いを受ける権利を有する。

(義務)

- 第7条 会員は次に記する義務を有する。
- ① 会員は本会の規約・規定を遵守し、会に会員原簿を提出、入会金及び会費を納入しなければならない。
- ② 会員は役員を選出し、又は、選挙されてこれに就任すること。かつ、総会に出席し議案を審議しなければならない。

(脱会)

- 第8条 脱会は本人の意思によるものとし、その理由を明らかにして、支部長に申し出る。但し、既納の会費、その他の納められた金品等は返還しない。

(除名)

- 第9条 会員が次の各号に該当する時は役員会の議を経て除名とすることができる。
- ① 会費の未納が理由なくして半年以上に及ぶ時。
- ② 本会の名誉を著しく傷つけたる時。

第4章 機関

(総会)

- 第10条 総会は本会の最高決議機関とする。
- ① 総会は年1回開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- ② 総会は会員の過半数(委任状も含む)の出席を以て成立する。
- ③ 総会は支部長が招集する。但し、臨時総会は支部長が必要と認めた時、又は会員の3分の1以上の要求があった時に開催する。

(総会の議決)

- 第11条 総会の議決は、総会出席者の過半数を以て議決し、可否同数の時は議長裁決とする。尚、出席会員数の中に委任状出席者をも含むこととする。

(役員会)

- 第12条 役員は本会規約並びに総会の決議事項を執行し、又、緊急事項を処理す

る。

第13条 役員会は支部長が必要の都度招集する。

第5章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。但し、監査の他は兼務することができる。

- | | | | |
|---------|-----|--------|-----|
| ① 支部長 | | ⑧ 体育部長 | …1名 |
| ② 副支部長 | …1名 | 副体育部長 | …1名 |
| ③ 事務局長 | …2名 | ⑨ 女性部長 | …1名 |
| ④ 財政部長 | …1名 | ⑩ 協会長 | 若干名 |
| ⑤ 労働福祉部 | …1名 | ⑪ 監査 | …2名 |
| ⑥ 長 | …1名 | | |
| ⑦ 厚生福祉部 | …1名 | | |
| 長 | …1名 | | |
| 文化部長 | …1名 | | |
| 副文化部長 | | | |

(役員の任務)

- 第15条
- | | |
|----------|--|
| ① 支部長 | 本会を統轄し、会務を代表する。 |
| ② 副支部長 | 支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、これを代行する |
| ③ 事務局長 | 会員福利に関する内外情報を収集し、会務全般の連絡に当たる。 |
| ④ 財政部長 | 会財務の処理及び健全円滑化に当たる。 |
| ⑤ 労働福祉部長 | 業務災害上の傷病の会員の相談に応じる。 |
| ⑥ 厚生福祉部長 | 業務外の傷病の会員の相談に応じる。 |
| ⑦ 文化部長 | 会の教宣広報活動及び親睦交流、文化活動の企画実施に当たる。 |
| 副文化部長 | 文化部長の補佐に当たる。 |
| ⑧ 体育部長 | 会員の内外スポーツ活動への参加、育成、充実と親睦交流、体育活動の企画実施に当たる。 |
| 副体育部長 | 体育部長の補佐に当たる。 |
| ⑨ 女性部長 | 女性会員に関する相談、その他に当たる。 |
| ⑩ 協会長 | イ)協会活動運営と会員掌握管理と業務報告
ロ)情報連絡通達と協会会員意見の上申。
ハ)会員会費の徴収・納入の統轄をする。 |
| ⑪ 監査 | 会財務並びに会運営の監査を行う。 |

(役員の任期及び選任)

第16条 役員の任期は2年とし、選任は原則として選挙制とし、神奈川県支部選挙規定に従う。但し欠員補充により就任したる役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第17条 支部長は役員会の承認を得て、顧問及び相談役を委嘱することができる。

第6章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は次によりまかなう。

- ① 入会金

- ② 会費
- ③ 寄付金及び助成金
- ④ その他の臨時収入

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(旅費及び慶弔費、その他関係事項)

第20条 神奈川県支部会計収支規定により支出する。

(会計監査報告)

第21条 監査は年1回会計監査を行い、定期総会、その他の方法において監査報告を行わなければならない。

第7章 付則

(規約の改廃)

第22条 この規約の改廃は総会で議決する。

(解散)

第23条 本会の解散は総会で決める。

(規約事項外)

第24条 本会規約及び各規定に定めない事項は役員会において決定する。

(施行年月日)

第25条 この規約は昭和54年4月1日より施行する。



神奈川県支部選挙規定

第1条 支部長及び役員の選出方法は、原則として選挙により、総会に出席した会員
の投票により、各その最高点者とする。

第2条 選出された者は、医師より健康上思わしくないとの指示のある者以外は辞退す
ることができない。



神奈川県支部会計収支規定

第1条 この規定は規定第20条により定める。

第2条 会計事務は担当役員が行う。

第3条 入会金は100円とする。

第4条 会費は1ヵ月500円とする。
内訳として、本部費300円、支部費100円、協会費100円。

第5条 会員は会費を原則として年度分前納する。但し、協会状況に応じ分納すること
もできる。

第6条 特別の事情のある会員に対しては、役員会の承認により会費を減免すること
ができる。

第7条 旅費等については、本会の役員及び会員が会務で出張する時の費用は予算
内で支給する。予算外は本人の自己負担とする。

第8条 慶弔費は次のとおりとする。
① 会員が結婚した時 2,000円
② 会員が死亡した時 2,000円
③ その他、会員に特に重大な不慮の災害等が生じた場合は、役員会におい

て協議し、災害見舞金等を贈呈する。

(改廃)

第9条 本規定の改廃は総会において決定する。

(施行)

第10条 本規定は昭和54年4月1日より施行する。